〔スポーツ振興・健康普及事業〕

令和4年度 わくわくスポーツ体験教室

夏休み子ども教室 実施団体事務取扱要領

- 1. 事業実施計画書の作成について 実施団体にて実施計画書(様式 1)を作成すること
- 2. 申請期日

令和4年5月19日(木)期日厳守

3. 申請方法

実施計画書(様式 1)を期日までに本会事務局に提出すること ※申請団体が多数の場合は調整する場合あり

4. 会場の確保

会場の確保は実施団体で行うこと。使用料は実施団体の負担とする

- 5. 委託内容
 - (1) 体験当日の運営(受付等含む)、指導
 - (2) 申込者への連絡(連絡事項がある場合)
 - (3) 体験当日の傷害等の応急対応
 - (4) 記録写真等(3~5 枚程度)の撮影
 - (5) その他体験教室実施に係る内容全般
- 6. 開催経費

実施団体に委託料として1回1万円を上限として最大3回数分を支払う。

- ※委託料の内訳は基本委託料 5 千円 + (申込者数×200 円)とする。
- ※委託料の支払いは実施報告書提出後、指定の口座に振込む。
- ※1回の考え方は、半日程度(2~3時間)を基本とし、午前と午後に開催する場合は2回カウントとする。同条件(会場、対象学年等が同じなど)で開催する場合は、複数回(日)であっても1回カウントとする。

体験教室実施にあたり用具等が必要な場合で、かつ新規購入するものは参加者より当日徴収する。但し、実費負担額のみとし利益がでないものとする。

※実費負担額を徴収する場合は実施計画書に必ず明記しておくこと。

7. 事業報告について

教室終了後、<u>2週間以内に実施報告書(様式2)</u>を本会事務局まで提出すること。また、本会より提供した参加者名簿、受付表も併せて提出すること。

※複数回ある場合は、その回ごとに事業報告書を提出すること。

写真は現像せずデータのままメール等により提出すること。容量が大きい場合は複数回に分けて送信すること。

〔スポーツ活動開催事業〕

[スポーツ振興・健康普及事業]

※USBメモリ、SDカード等の記憶媒体での提出可(記憶媒体は返却する)

8. 書類等

実施計画書(様式 1)及び実施報告書(様式 2) ※ホームページよりダウンロード可 https://seika-sports.jp/download

- 9. 新型コロナウイルス感染拡大予防対策
 - (1) 本事業を安全に運営し、参加者及び関係者が安心して参加できるよう、利用施設のガイドラインを遵守すること。
 - (2) 感染防止用のアルコール消毒液、手袋、フェイスガード等は必要に応じて実施団体で用意すること。
 - (3) 参加児童は、原則マスク着用で参加します。実施種目によりマスク着脱の場合がある場合は、飛沫に十分注意すること。

10. 実施にあたっての留意事項

- (1) 屋外で実施する教室は雨天等の対応も決めてください。
- (2) 指導者(講師)は、スポーツ指導に豊富な経験と専門知識を有する指導員、又は公認指導者、スポーツ少年団等の指導者資格を有する者とします。
- (3) 本会との連絡調整は、メールにより行います。実施団体で担当者を決めていただき、PC用メールアドレス(プロバイダのメールや GMAIL、YAHOO などの web メール)を届出てください。

申請先

NPO法人精華町スポーツ協会(担当:平岡、竹内) https://seika-sports.jp

〒619-0245 京都府相楽郡精華町下狛神ノ木8番地 むくのきセンター内 tel. 0774-98-0200 / fax.0774-98-0118

mail. seika.taikyo@seika-sports.jp

※9月以降に開催を希望する団体は、本会事務局までご相談ください。

※開催までのスケジュール(予定)

実施団体募集通知	4/25(月)頃を予定
申請期日	5/19(木)
チラシ原稿作成、校了	5/26(木)~6/6(月)
チラシ納品	6/20(月)~6/24(金)
学校配布	6/27(月)~7/1(金)
参加申込開始	7/12(火)~